

なぜ、いま、新たな国土形成計画が必要か？

1. 国土形成計画の責務

- ・ 国土形成計画法は、「国土の利用、整備及び保全を推進」するため、「国土形成計画の策定」により、「現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与すること」を目的とする（法第1条）。
- ・ すなわち、「国土」という空間と、その空間で行う「人の活動」（利用・整備・保全）に着目し、国民が安心・豊かに暮らせる社会を実現しようとするもの。
- ・ したがって、「国土」と「人」・「人の活動」に関して時代の変化が生じれば、この変化に対応して国民が安心・豊かに暮らせる社会を実現するための新たな方向性を打ち出す必要。
- ・ 仮に、自然の流れに任せて、各人がバラバラに対応しては、安心・豊かに暮らせる社会から遠ざかる可能性。
- ・ 国土形成計画は、国土強靱化基本計画、社会資本整備重点計画など国土づくりに関係する計画が様々ある中、国土づくりの長期的な方向性を示すことに意義があり、「国土」と「人」・「人の活動」の構造的変化に対して方向性を示す必要。

2. 我が国を巡る時代の変化

(1) 「人」や「人の活動」に関する変化

- ・ 現行「国土形成計画」の策定（平成27年8月）後も、人口減少は急激に進行し、出生数の急低下とそれによる少子高齢化の前倒しが懸念され、将来への不安感が増してきている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大の結果、ネットショッピングの拡大、テレワークの進展とともに、二地域居住など地方への関心が高まるなど、国民のライフスタイルや価値観の変化が見られる一方、デジタル対応の遅れ、医療体制などの課題も露呈した。
- ・ 地球環境問題、アジアの成長と我が国の相対的な地位の低下、テクノロジー・資源等を巡る国際競争の激化など、国際環境への対応を抜きにして社会経済活動は語れなくなっている。
- ・ 「デジタル田園都市国家構想」など政府全体による新たな取組が始まった。

(2) 「国土」に関する変化

- ・ 人口減少の進行に伴い、土地の無秩序な開発の抑制から、土地需要の減少により、中山間地域をはじめ土地の適正な管理が課題となる時代に変化してきている。
- ・ デジタル革命の進展により、地方にとって距離と時間の制約を克服することが可能となり、国土のあり方についてデジタル対応を抜きにして考えることは出来なくなった。
- ・ 気候変動により、風水害をはじめとした自然災害が激甚化・頻発化しており、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の切迫性も高まっている。

3. 新たな国土形成計画の必要性

- 新たな国土形成計画の必要性については、以下のように整理できるのではないかと。
 - ・ 2の通り、「国土」と「人」・「人の活動」に関する顕著な変化が見られることから、新たな国土形成計画を策定して、国民が安心・豊かに暮らせる社会を実現するための新たな長期的な方向性を打ち出し、その意義を発揮すべき。
 - ・ 特に、人口減少・少子高齢化が進む中で、長期的な方向性や目標とそこに至る道筋を明らかにしておかないと、条件の厳しい地方から暮らしが立ち行かなくなるおそれ。地方の衰退はじわじわ進行するため、気づいたときには手の打ちようがなくなるおそれ（いわゆる「ゆでガエル現象」）。
 - ・ 今の複雑多岐にわたる時代の変化への対応は、これまでのように国・都道府県・市町村といった行政中心で対応するには限界があり、あらゆるステークホルダーが連携・協働して取り組まないと上手くいかない。特に、地域住民自らも考えて行動してもらわなければ、地域の将来を守ることが難しい時代になっている。
 - ・ デジタルが地域に与えるインパクトを前提に、①国土に係る各政策分野についてデジタルを横串にした検討を行いつつ、②デジタル空間とフィジカル空間の双方の在り様と関係を長期的な視点で考えなければならない時代となった。
- ⇒ いま、新たな国土形成計画を策定する必要。